

奄美市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 趣旨

指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）とは、冷房設備が整っていて、熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）の発表時に、市民等が暑さをしのぐ避難場所として開放される施設です。

奄美市では、熱中症による重大な健康被害の発生を防止することを目的に、クーリングシェルターの開設にご協力いただき、市とともに熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2. 実施内容

市民等の休息場所（飲水可）として、主に次の内容を実施します。

- (1) 冷房設備の適切な管理
- (2) 各施設の出入口などの見やすい場所への「クーリングシェルター」の表示
- (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので構いません。）

3. 申請要件

申請できる施設は、次の要件を全て満たし、市内に所在する施設とします。

- (1) 冷房設備があり、適切に管理できる施設
- (2) 鹿児島県に熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、市民等に開放することができる施設
- (3) 受入可能人数が同時に滞在でき、休息できるスペース、椅子、ソファ等がある施設
- (4) 当該施設の出入り口等にクーリングシェルターである旨を掲示できること。
- (5) 市と「指定暑熱避難施設に係る協定書」を締結し、その内容を履行できること。

4. 施設運用期間等

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラート発表期間である毎年度「4月第4水曜日」から本市独自に「10月31日」までとします。ただし、新たに指定を受けた施設は「指定の日から」とします。なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

5. 申請方法

奄美市HP掲載の所定ページよりフォームにて申請

6 提出後の流れ

- (1) 申請内容の審査、現地確認、施設管理者との協議
- (2) 協定の締結（クーリングシェルターの指定）
- (3) 施設情報の公表（奄美市ホームページ等）
- (4) クーリングシェルターの運用開始（案内の掲示）

7. 協定の有効期間

協定に定める有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申出がない場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

8. その他

- (1) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認めるときは、クーリングシェルターの指定を行わない場合や取り消す場合があります。
- (2) クーリングシェルターの施設整備および運営に要する経費や飲料水等の熱中症対策について、市による財政的支援や物品配付は行いません。